

## 競争入札に係る最低制限価格の算定に関する見直しについて

那覇港管理組合契約規則の一部改正により、最低制限価格について下記のとおり取り扱うこととします。

### 記

#### 1 最低制限価格の算定

##### ① 最低制限価格の設定範囲

【改正前】

予定価格の 100 分の 70 から 100 分の 90 までの範囲

【改正後】

予定価格の 100 分の 70 以上

##### ② 最低制限価格の算定式

【改正前】

{(直接工事費×10/10) + (共通仮設費×9/10) + (現場管理費×8/10) + (一般管理費×6/10)}

【改正後】

{(直接工事費×10/10) + (共通仮設費×9/10) + (現場管理費×8/10) + (一般管理費×7/10)}

上記の①及び②に基づき算定した最低制限価格を、工事の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の 100 分の 1 の範囲内で減ずることができることとする。

※なお、特別なものについては、上記算定式にかかわらず、契約ごとに 10 分の 7 以上で決裁権者の定める割合を予定価格に乗じて算出するものとする。

#### 2 適用年月日：平成 28 年 4 月 14 日

(平成 28 年 4 月 14 日以降に指名通知又は入札公告する建設工事から適用する。)